

熊本市地域包括支援センターにおける死者の支援経過記録等の提供に関する要綱

制定 令和8年3月13日 健康福祉局長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、本市の地域包括支援センター(以下「センター」という。)運営事業において、死者に関する支援経過情報の提供依頼があった場合の取扱いに関し、その基本的事項を定めることにより、適切な情報提供に努めることを目的とする。

(情報提供を求められることができる者)

第2条 情報提供を求められることができる者(以下「申出者」という。)は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1)死者の配偶者、子、父母、祖父母、兄弟姉妹及び孫
- (2)死者の相続人
- (3)(1)又は(2)の法定代理人又は任意代理人

(提供する情報の範囲)

第3条 提供する情報は、当該死者に関してセンターが作成し、又は保有する支援経過記録、利用者基本情報、介護予防サービス・支援計画書、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントサービス評価表、その他市長が必要と認める書類(以下「支援経過記録等」という。)に記載された当該死者及び申出者に関するもののうち、第5条の不開示事由に該当しない範囲とする。

(情報提供の手続)

第4条 申出者は、支援経過記録等提供申出書(様式第1号。以下「申出書」という。)を市長宛てに提出する。

2 申出者は、申出の際、次に掲げる書類のいずれかであって申出者の氏名及び住所又は居所が記載されているもの(顔写真付きのものは1種類、顔写真付きでないものは2種類)並びに戸籍謄本その他死者との関係を確認できる書類を提出し、又は提示するものとする。

- (1)運転免許証
- (2)旅券
- (3)健康保険の資格確認書
- (4)個人番号カード
- (5)前各号に掲げるもののほか、市長が認める書類

3 市長は、申出書を受け付けた日の翌日から起算して14日以内(熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32条)第1条第1項に規定する市の休日の日数、及び申出書に形式上の不備があり、その補正に要した日数を除く。以下「期間内」という。)に、提供の可否等について決定し、申出者に対して支援経過記録等提供取扱通知書(様式第2号、様式第3号、様式第4号)により遅滞なく通知する。ただし、やむを得ない理由により、期間内に決定することができないときは、申出書を受け付けた日の翌日から起算して45日を限度として、その期間を延長することができる。この場合において、市長は、速やかに延長の理由を申出者に通知するものとする。

4 情報提供は、支援経過記録等提供取扱通知書により指定する日時及び場所において行う。その際、申出者は、申出の際と同様に、第2項各号に掲げるいずれかの書類を提出又は提示するものとする。

(情報提供しない場合)

第5条 市長は、提供の申出があった情報に、次の各号のいずれかに該当する情報が含まれている場合は、当該内容について情報提供を行わないことができる。

- (1) 法令等の定めるところにより、開示することができないと定められているもの
- (2) 開示することにより、第三者の権利利益を侵害するおそれがあるもの
- (3) 死者の名誉又は生活の平穩を害するおそれがあるもの
- (4) 生前の死者が開示拒否の意思を明示していたと認められるもの
- (5) センターの相談支援業務等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
- (6) 高齢者虐待防止法に基づく通報、相談情報など通報者等の特定につながるおそれがあるもの
- (7) 前各号に規定するもののほか、提供の申出があった情報を提供することが不適切であると認めるもの

(情報提供の方法)

第6条 情報提供は、閲覧または写しの交付とする。

(情報提供に係る事務の執行)

第7条 情報提供に係る申出書の受付その他の事務は、高齢福祉課またはセンターにおいて行う。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。